

(証券コード 9625)
2022年6月21日

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚一丁目21番5号
株 式 会 社 セ レ ス ポ
代表取締役社長 田 代 剛

第45回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本日開催の当社第45回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件
本議案は、原案どおり承認可決されました。期末配当金は1株につき100円です。

第2号議案 定款一部変更の件
本議案は、原案どおり承認可決されました。変更内容は、後記のとおりです。

第3号議案 取締役8名選任の件
本議案は、原案どおり承認可決されました。稲葉利彦、田代剛、鎌田義次、生田茂、堀貫貴司、松田英彦、林秀紀、奥田かつ枝の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、奥田かつ枝氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件
本議案は、原案どおり承認可決されました。関根常夫氏が選任され、就任いたしました。なお、関根常夫氏は社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件
本議案は、原案どおり承認可決されました。石川浩平氏が選任されました。

配当金のお支払いについて

本定時株主総会の決議により、第45期期末配当金は、1株につき100円と決定されましたので、2022年6月22日からお支払いします。

「期末配当金領収証」を同封いたしましたので、お支払い方法をご覧のうえお受取りください。また、銀行預金口座振込ご指定の方は、「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を送付いたしましたので、ご確認ください。

定款新旧対比表（第2号議案「定款一部変更の件」）

下線は変更箇所を示します。

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① イベント、プロモーション、スポーツ大会、式典、レクリエーションの広告代理業務、企画、会場設営、運営および進行</p> <p>② 前号で使用する会場設営用室内外装飾品、什器備品の製造、販売および貸出</p> <p>③ ①において提供する物品の企画、開発、製造、販売および貸出</p> <p>④ 土木ならびに建築の設計監理および施工</p> <p>⑤ 警備業</p> <p>⑥ 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>① イベント、プロモーション、スポーツ大会、式典、レクリエーションの広告代理業務、企画、会場設営、運営および進行</p> <p>② 前号で使用する会場設営用室内外装飾品、什器備品の製造、販売および貸出</p> <p>③ 第1号において提供する物品の企画、開発、製造、販売および貸出</p> <p>④ 土木ならびに建築の設計監理および施工</p> <p>⑤ 警備業</p> <p>⑥ 前各号に附帯する一切の業務</p>

<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎事業年度末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を決議の日から5年間支店に備え置く。</p>

<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催の時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項の規定を準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>